

令和3年11月25日

裁 決 書

審査請求人

〇〇市〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

三島市長 豊岡 武士

(担当：環境市民部市民課)

上記審査請求人が令和2年5月27日付けで提起した、公文書開示請求に対する上記処分庁の公文書開示決定（令和2年5月26日付け三環市第84号）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和2年5月11日、三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号。以下「本条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対して、「令和元年12月24日決裁により変更された住民異動届が令和2年4月16日から使用されている現仕様に変更されるまで、決定過程のわかるもの全て。（話し合われた内容・決裁文書、市役所内他部署、外部機関とのやり取りを含めた全て）（紙の書面、電磁的記録、メモ、電子メールを含む）」（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、令和2年5月26日、本件請求文書として「令和2年4月13日決裁の住民異動届の様式の変更に係る稟議書」、「令和2年4月15日決裁の住民異動届の様式の変更に係る稟議書」及び「「住民異動届」様式の再変更に関する

経過」(以下「本件開示文書」という。)を特定した上で、これらの全てを開示する決定(以下「本件処分」という。)を行った。

- (3) 審査請求人は、令和2年5月27日、本件処分の取消し及び改めての本件請求文書の全ての開示を求めて本件審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、令和2年6月23日、本件審査請求についての弁明書を提出した。
- (5) 審査請求人は、令和2年7月15日、本件審査請求についての反論書を提出した。
- (6) 処分庁は、令和2年8月12日、本件審査請求についての再弁明書を提出した。
- (7) 審査庁は、令和2年8月19日、審査請求人に再弁明書を送付し本件審査請求についての再反論書等の提出を依頼したが、審査請求人は、これを提出せず、同年9月15日、口頭での意見陳述を求める旨の要望・提案書を提出した。
- (8) 審査庁は、令和2年9月24日、本条例第18条の規定により、三島市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問を行った。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、本件処分の取消し及び改めての本件請求文書の全ての開示を求めている。

本件開示文書は本件請求文書の全てではなく、複数の三島市職員から開示されていない多数の開示の対象となる文書が存在することを確認している。そのため、本件開示文書以外にも本件請求文書は存在するはずであるから、本件処分は、本条例の運用を誤った処分である。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

本条例における公文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている(本条例第2条第2号本文)。そして、本条例の解釈運用基準を示した「情報公開事務の手引」によると、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の

実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用し、又は保存されている状態のものを意味する。」とされている。

これら本条例、解釈運用基準等に基づき、「組織としての共用文書の実質を備えた状態」である文書の中から本件開示請求の対象となるものを特定したものであり、審査請求人に対して開示した本件開示文書がその全てである。

3 本件審査請求に係る法令等の規定について

・本条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く(第2号)。

・本条例第7条

実施機関(処分庁)は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない(第1項)。

・本条例第12条

開示請求に係る公文書を開示するときは、実施機関(処分庁)は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない(第1項)。

4 審査庁の判断

本件処分に係る審査会の答申を踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 審査請求人が開示を求める本件開示文書以外の本件請求文書について

審査請求人は、本件開示文書以外にも本件請求文書は存在するはずであるとして、以下の表の中欄に掲げる文書の存在を挙げている。そこで、審査会の調査を踏まえて整理したところ、同表の右欄に掲げるとおり、それらの文書の存否が確認できた。

	審査請求人が存在を主張する文書	文書の存否
①	市民課長が作成した住民異動届に関する時系列経過文書	作成されていない。
②	市民課住民記録係長（以下「係長」という。）が作成した住民異動届に関する時系列経過文書	係長が作成した住民異動届の様式の変更に関する経過について記載されたワードファイルが存在する。 （なお、この文書は④及び⑤の電子メールに添付されている文書であるため、それぞれ④及び⑤と一体となった文書として整理することとする。）
③	令和 2 年 3 月 13 日に住民異動届の書式変更に関して、係長が環境市民部長、市民課長及び人事課長に対し送信した電子メール（②が添付されているもの）	令和 2 年 3 月 13 日に係長から人事課長（写し受信者、いわゆる cc として環境市民部長及び市民課長）に送信された電子メール（②が添付されていないもの）が存在する。
④	住民異動届の書式変更に関して、係長が環境市民部長に対し送信した電子メール	③及び⑤以外に、令和 2 年 3 月 13 日に係長から環境市民部長に送信された電子メール（同月 12 日付けの②が添付されているもの）が存在する。
⑤	住民異動届の書式変更に関して、係長が人事課長に対し送信した電子メール（②が添付されているもの）	③以外に、令和 2 年 4 月 17 日に係長から環境市民部長及び人事課長（cc として市民課長）に送信された電子メール（同月 13 日付けの②が添付されているもの）が存在する。

以上より、③、④及び⑤において存在が確認できた文書（以下「本件電子メール」という。）について検討することとする。

(2) 本件電子メールの公文書該当性について

開示請求の対象となる公文書とは、本条例第 2 条第 2 号本文において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」（以下「前段要件」という。）であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」（以下「後段要件」という。）をいうと規定されている。

まず、本件電子メールは、係長が作成した電磁的記録である電子メール及び

ワードファイルであることから、職務上作成したとの前提に立てば前段要件を満たす。

次に、後段要件の「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用し、又は保存されている状態のものを意味するとされている。そして、後段要件に該当するかの判断については、①当該文書の作成又は取得の状況、②当該文書の利用の状況及び③当該文書の保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断するのが相当である（東京高等裁判所平成 19 年 2 月 14 日判決・平成 18 年（行コ）第 246 号）。

そこで、本件電子メールについてみると、①同文書の記載内容からは同文書の作成者と受領者との間で共有された状況認識に基づいて作成されたものとは窺われないこと、②環境市民部長等の受領者において同人が長を務める部署における協議等に利用された事実を確認できないこと、③本件電子メールは公用の個人のメールアドレスにより送受信されているものの、組織として管理している職員共用の保存場所ではなく、個人の受信メールボックス内に保存されており、専ら当該受信者の判断で処分できる性質の文書であることが認められる。

したがって、本件電子メールは「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」とは言えず、公文書に当たらない。

(3) 結論

以上のとおり、審査請求人が開示を求める本件開示文書以外の文書は公文書に当たらないため本件請求文書に該当せず、また、その他にも本件開示文書以外に開示の対象となる文書は存在しないから、本件処分に誤りはない。

よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 3 年 11 月 25 日

審査庁

三島市長 豊岡 武士

（担当：企画戦略部広聴文書課）

(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として（訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。）、裁決の取消しを求める訴え（審査請求の対象とした処分が違法であることを理由とする訴えを除く。）を提起することができます。ただし、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 2 この裁決を知った日の翌日から起算して6月又はこの裁決の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、正当な理由がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。